

香川県営住宅条例施行規則及び香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第66号

香川県営住宅条例施行規則及び香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則
(香川県営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県営住宅条例施行規則(昭和39年香川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)</u>第1条第2項に規定する被害者<u>(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。第8条の2第7号において同じ。)</u>でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第8号において同じ。)</u>の規定による一時保護又は<u>配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第7号において同じ。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定による命令が発せられた場</u></p>	<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)</u>第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ <u>配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>配偶者暴力防止法第10条第1項の規定による命令が発せられた場合</u></p>

合において、保護の対象となる配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- (8) 婦人相談所等（配偶者暴力防止等法第3条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する婦人相談所その他の適切な施設をいう。以下同じ。）において、同条第3項第3号の規定による一時保護（同条第4項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）を現に受けている者又は受けていた者で当該保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を入所理由として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に現に入所している者又は入所していた者で退所した日から起算して5年を経過していないもの

(10) 略

において、保護の対象となる配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- (8) 婦人相談所等（配偶者暴力防止法第3条第1項に規定する婦人相談所その他の適切な施設をいう。以下同じ。）において、同条第3項第3号に規定する一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）を現に受けている者又は受けていた者で当該保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 配偶者からの暴力を入所理由として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に現に入所している者又は入所していた者で退所した日から起算して5年を経過していないもの

(10) 略

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)
県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- 一般入居用 (抽選のみ)
- 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
- 登録入居 (登録できる世帯のみ)

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
- 世帯収入が基準内である。
- 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
- 申込者に県税の滞納がない。
- 持家(申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの)がない。
- 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住 宅 名	棟・号	住 宅 分 類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	〒□□□-□□□□	携 帯 ()	—
	ふりがな			電 話 番 号
氏 名			自 宅 ・ 勤 務 先 ・ そ の 他 ()	

世帯構成	氏名	続柄	年齢	生年月日	障 害		その他
					普通障	特障	
世帯構成	申込者	本人(申込者)		明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	

単身申込 60歳以上 障害者 戦傷病者 原爆被爆者 生活保護受給者
 引揚者 ハンセン病 配偶者等からの暴力被害者

裁量階層世帯
1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯
6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

備考 1 該当する項目の□に△印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
2 大枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付けできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
3 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、単身申込及び裁量階層世帯の「60歳以上」に該当する者として取り扱います。
4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)
県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- 一般入居用 (抽選のみ)
- 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
- 登録入居 (登録できる世帯のみ)

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
- 世帯収入が基準内である。
- 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
- 申込者に県税の滞納がない。
- 持家(申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの)がない。
- 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住 宅 名	棟・号	住 宅 分 類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	〒□□□-□□□□	携 帯 ()	—
	ふりがな			電 話 番 号
氏 名			自 宅 ・ 勤 務 先 ・ そ の 他 ()	

世帯構成	氏名	続柄	年齢	生年月日	障 害		その他
					普通障	特障	
世帯構成	申込者	本人(申込者)		明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	
	同居しようとする親族			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦	

単身申込 60歳以上 障害者 戦傷病者 原爆被爆者 生活保護受給者
 引揚者 ハンセン病 配偶者からの暴力被害者

裁量階層世帯
1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯
6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

備考 1 該当する項目の□に△印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
2 大枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付けできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
3 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、単身申込及び裁量階層世帯の「60歳以上」に該当する者として取り扱います。
4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

(裏面)

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 - イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家（所有者氏名 〃）（申込者との続柄 〃）
 （処分する場合は、その理由 〃）
 - イ 民間借家アパート（契約者氏名 〃）（申込者との続柄 〃）
 （月額家賃 〃）
 退去を求められている場合は、その理由 〃

〔 〕

- ウ その他（住宅名 〃）
 （契約者氏名 〃）（申込者との続柄 〃）
 （月額家賃 〃）

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

1 母子世帯	2 父子世帯	3 老人世帯	4 心身障害者世帯	5 配偶者等からの暴力被害者（世帯）	6 犯罪被害者世帯（配偶者等からの暴力被害者（世帯）を除く。）
--------	--------	--------	-----------	--------------------	---------------------------------

(裏面)

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
 - イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家（所有者氏名 〃）（申込者との続柄 〃）
 （処分する場合は、その理由 〃）
 - イ 民間借家アパート（契約者氏名 〃）（申込者との続柄 〃）
 （月額家賃 〃）
 退去を求められている場合は、その理由 〃

〔 〕

- ウ その他（住宅名 〃）
 （契約者氏名 〃）（申込者との続柄 〃）
 （月額家賃 〃）

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

1 母子世帯	2 父子世帯	3 老人世帯	4 心身障害者世帯	5 配偶者からの暴力被害者（世帯）	6 犯罪被害者世帯（配偶者からの暴力被害者（世帯）を除く。）
--------	--------	--------	-----------	-------------------	--------------------------------

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第2条 香川県子ども女性相談センター規則(平成12年香川県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>に規定する業務及び同法第5条(同法第28条の2において準用する場合を含む。第11条において同じ。)<u>の保護を行うこと。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>配偶者からの暴力(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。次号において同じ。)</u>に関する相談に応じるとともに、必要な指導及び援助を行うこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(配偶者からの暴力を受けた者の保護)</p> <p>第11条 第6条(第3項を除く。)の規定は<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号(同法第28条の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>の一時保護について、第7条(第3項を除く。)の規定は同法第5条の保護について、前3条(前条第1号を除く。)の規定は同法第3条第3項第3号の一時保護及び同法第5条の保護について準用する。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する業務及び同法第5条の保護を行うこと。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 女性課の分掌業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 配偶者からの暴力に関する相談に応じるとともに、必要な指導及び援助を行うこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(配偶者からの暴力を受けた者の保護)</p> <p>第11条 第6条(第3項を除く。)の規定は<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第3号の一時保護について、第7条(第3項を除く。)</u>の規定は同法第5条の保護について、前3条(前条第1号を除く。)の規定は同法第3条第3項第3号の一時保護及び同法第5条の保護について準用する。</p>

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月3日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の香川県営住宅条例施行規則第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。